

全国家計構造調査の概要

1 調査の目的

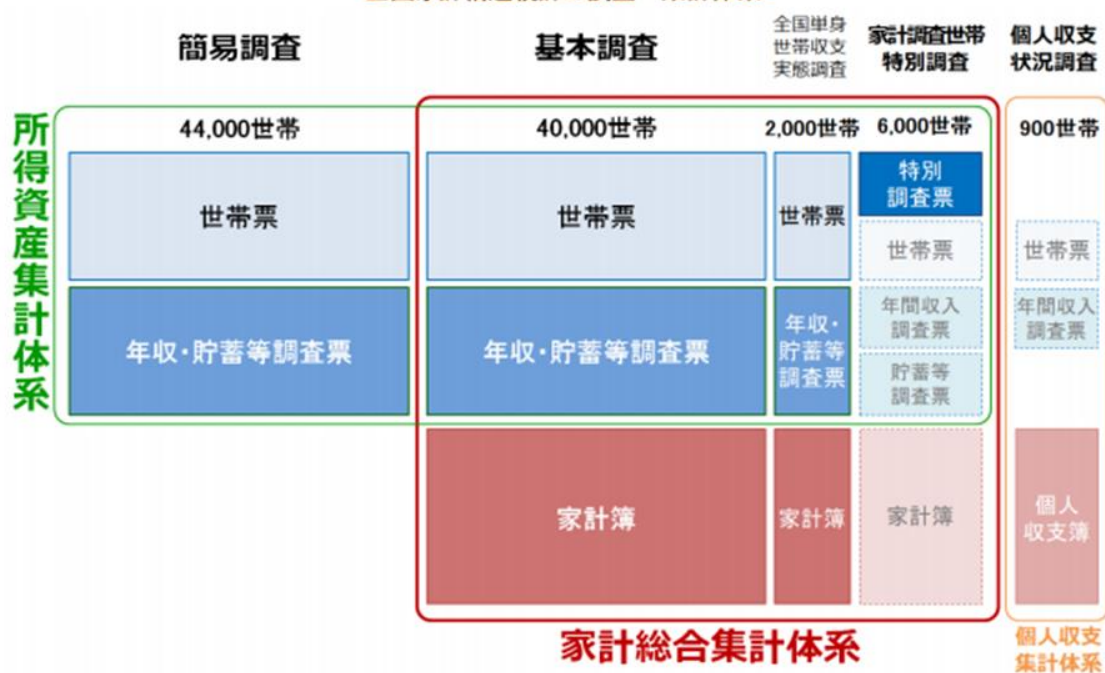
2019年全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計調査である。1959年（昭和34年）の第1回調査以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施したものであり、今回は通算で13回目の調査に当たる。

2 調査の体系

調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査の四つの調査からなる（このほか、一般統計調査の「全国単身世帯収支実態調査」も活用した上で集計し、「全国家計構造統計」の結果としている。）。

各調査で用いた調査票の種類、調査対象数（概数）、集計体系（「4 結果の公表」で記述）については、下図のとおりである。

全国家計構造統計の調査・集計体系



3 調査事項及び調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日
家計簿（10月分）	収入及び支出	10月1か月間
家計簿（11月分）	収入、支出、購入地域及び購入先	11月1か月間
世帯票	世帯、世帯員、住宅・土地等	10月
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項	前年11月～調査年当年10月の1年間 (貯蓄、借入金の残高については10月末現在)
個人収支簿	世帯員個人の収入及び支出	10月又は11月 (調査対象によりいずれか1か月間)

注 家計調査世帯特別調査については、家計調査の調査票（世帯票、年間収入調査票、貯蓄等調査票及び家計簿）に加え、家計調査では調査していない項目について「特別調査票」により補完することで集計に利用した。

2019 年全国家計構造調査における用語の解説

1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

2 世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別にしている間借人などは含めない。

3 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」(世帯員が一人のみの世帯)かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

4 世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類される。

勤労者世帯……世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯

無職世帯……世帯主が無職の世帯

その他の世帯……勤労者世帯および無職世帯以外の世帯

※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

5 収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入などの「実収入以外の受取(繰入金を除く)」および「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」(「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。)、預貯金預け入れ、借入金返済などの「実支出以外の支払(繰越金を除く)」および「翌月への繰越金」の四つに分類される。

6 収支項目分類

家計における収支を分類するための分類体系をいう。2019 年全国家計構造調査の収支項目分類は、2020 年1月改定の家計調査の分類を基に作成している。

消費支出については、「品目分類」と「用途分類」の二つの体系があるが、全国家計構造調査では品目分類を基本としている。ただし、交際費を別掲とし、用途分類による値を大分類(費目)で再現できるようにしている。

*消費支出は、品目分類と用途分類の2体系に分類されている。品目分類は、世帯が購入した商品およびサービスを、同一商品は同一項目に分類する方法である。用途分類は、商品およびサービスを世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う分については品目分類によって分類し、世帯外の人のために使う分のうち、贈答と接待に使う分は「交際費」として分類し、それ以外の方は世帯内で使う分と合わせて分類する方法である。

7 購入形態

世帯で購入した品目について、品目ごとにその支払い方法(「現金」、「クレジット・掛買い・月賦」、「電子マネー」等)を家計簿に記入する方法で調査した。

なお、集計上の「現金」には、支払い方法で「現金」、「ポイント」、「商品券」、「デビットカード」、「口座間振込等」および「自分の店の商品」とされたもののほか、自動引落としによる支払のうち「クレジット・掛買い・月賦」に該当しない支出を含めている。

8 購入先

購入先は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入先を家計簿(11月分のみ)に記入する方法で調査した。なお、保険の掛金、こづかい、贈与金および口座自動引き落としによる支出等については購入先を調査していない。購入先の分類基準は下表のとおりである。

	購入先	分類基準
通信販売	1 通信販売(インターネット)	インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態(いわゆるネットショッピング)をいう。
	2 通信販売(その他)	「1 通信販売(インターネット)」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入またはサービスの提供を受ける形態をいう。
店頭販売	3 一般小売店	次の「4 スーパー」～「8 ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、書店、雑貨店、高級ブランドショップ、新聞小売店、チケットショップなどをいう。
	4 スーパー	食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいう。
	5 コンビニエンスストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24時間または長時間営業を行う小売店をいう。
	6 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時50人以上の従業員のいる小売店をいう。
	7 生協・購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいう。
	8 ディスカウントストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品(ファストファッションを含む。)などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。
その他	9 その他	上記以外の店、例えば、美容院、クリーニング店、問屋、市場、露店、行商、リサイクルショップなどをいう。また、飲食店(レストラン・ファーストフード・居酒屋等)や自動販売機、電気料金や都市ガス料金などの支払もここに含める。

9 購入地域

購入地域は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入地域(「同じ市町村」、「他の市町村(県内)」、「他の市町村(県外)」)を家計簿(11月分のみ)に記入する方法で調査した。なお、預貯金の引出と預入、保険掛金、有価証券の購入や掛買い、月賦による代金の支払、通信販売での購入等については調査を行っていない。